鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料No.1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
1	第1章 計画の基本的事項	（第1節　計画策定の趣旨）（P1）7行目 「とりわけ、わが国では大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存していることから、」 →下線部分の追加	ご意見のとおり修正します。
2	第1章 計画の基本的事項	（第5節 計画策定に当たっての視点）（P2） ◇視点② 多様な連携・つながりを重視した計画 市民（消費者）　・事業者・行政等の多様な主体のつながり・~~ネットワーク~~を拡げ、活用することを重視した計画とします。 →二重表現のため削除	ご意見のとおり修正します。
3	第1章 計画の基本的事項	（第5節 計画策定に当たっての視点）（P2） ◇視点③ 協働を推進する分かりやすい計画 多様な関連する主体から広く意見を聴取し、計画に反映させるとともに、 →下線部分の追加	ご意見のとおり修正します。
4	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P5） 1 世界の食品ロスを取り巻く現状 ◇人の消費のために生産された食料のおよそ３分の１が廃棄され、世界の食料廃棄量は、年間約１３億トンと推計されています。~~世界の食料廃棄量は、年間約１３億トンと推計されています。また、人の消費のために生産された食料のおよそ３分の１が廃棄されています。~~食料の生産に伴う CO_2 排出量は、世界全体の排出量の約 25%を占めるとされていますが、廃棄された食料のためにも CO_2 が排出されます。~~、~~また、食品ロスは土地の利用などにも無駄をが生じさせています。 →下線部分の追加修正	ご指摘の部分は、国の第2次基本方針を引用していますが、前段部分は「世界の食料廃棄量は、年間約13億トン（生産された食料の約3分の1）と推計されています。」へ修正し、後段部分については、原文のとおりとします。
5	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P5） 〇食料自給率（カロリーベース）の最新値は「37%」 （令和8年8月　農林水産省による）	食料自給率など本計画に記載している国や世界レベルの統計データについては、消費者庁が作成した「食品ロス削減関係参考資料（令和8年6月30日版）」を参照しており、原文のとおりとします。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料№1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
6	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P6） 3 国内の食品ロスの現状と課題 国内では、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗や外食店舗が普及し、食品を容易に手に入れられる環境がある一方、売れ残りや食べ残しなどの理由で、日常的に大量の食品ロスが発生しており、食品ロスの削減は、多様な主体がそれぞれ真摯に取り組むべき喫緊の課題となっています。 →下線部分の追加修正	ご意見のとおり修正します。
7	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P6） 3 国内の食品ロスの現状と課題 ◇家庭系食品ロスの内訳では、「食べ残し」「直接廃棄＊5」「過剰除去」となっています。 →過剰除去の説明必要	ご意見を踏まえ、「過剰除去」の説明文として「野菜の皮を厚くむきすぎるなど、食べられるのに捨てられるもの」を追加します。
8	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P7） 5 本市の地理的特性 →この項目は必要か？	ご意見について検討した結果、次期計画策定の際検討します。
9	第2章 現状と課題	（第1節 計画策定の前提）（P9） 6 本市の人口推計・産業構造 →この見出しではなく、（参考）食品関連事業所の業種別構成割合（鹿児島市）で示している内容を前面に出した方が良い。	ご意見を踏まえ、「６ 本市の人口推計・食品関連事業所の業種別構成割合等」へ見出しを修正します。
10	第2章 現状と課題	（第2節 本市の食品ロスの現状と課題）（P11） 1 アンケート調査による現状と課題 ≪市民≫ ~~食品ロス削減について、~~実際に家庭で食品ロスの削減に意識的に取り組んでいるのは41%であり、さらに行動変容を促すことが重要です。 →見え消し部分削除	ご指摘のとおり修正します。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料No.1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
11	第2章 現状と課題	（第2節 本市の食品ロスの現状と課題） （P11） 1 アンケート調査による現状と課題 ≪事業者≫ 食品関連事業者全体では、食品ロスの削減に「積極的に取り組んでいる」事業者は15%にとどまっています。一方で、九州食べきり協力店の取組について「関心はある」事業者は50%、フードドライブ＊7について「条件が整えば協力したい」事業者は31%、フードシェアリングサービス「かごしまタベスケ」について「関心がある」事業者は40%で、食品ロス削減の取組支援への一定の潜在ニーズが認められることから、~~各取組が推進できる取組を~~可能な取組を推進する必要があります。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご意見のとおり修正します。
12	第2章 現状と課題	（第2節 本市の食品ロスの現状と課題） （P11） 1 アンケート調査による現状と課題 ≪事業者≫ また、多くの事業者が、食品ロスの削減に向けては、~~鮮度を志向する~~消費者への意識啓発が必要であると答えていることから、更なる周知広報が課題と考えます。 →鮮度を志向すること自体を否定することは出来ないので削除	ご意見を踏まえ、「また、多くの事業者が、食品ロスの削減をさらに進めていくためには、鮮度を志向する消費者の意識変化も重要であると答えていることから、更なる周知広報が課題と考えます。」へ修正します。
13	第3章 基本方針と各主体の役割・責務	（第1節 基本方針） （P13） 社会全体として食品ロスを削減していくためには、あらゆる主体がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、~~社会全体として対応していくよう、~~食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要で~~あり~~、皆がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘のとおり修正します。
14	第3章 基本方針と各主体の役割・責務	（第2節 各主体の役割・責務） （P14） 1 市民(消費者)の役割 ③また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品や、~~、~~店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘のとおり修正します。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料No.1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
15	第3章 基本方針と各主体の役割・責務	（第2節 各主体の役割・責務） （P14） 2 事業者の責務 事業者は、その事業活動に関し、行政が実施する食品ロスの削減に関する施策を理解し~~に協力するよう努めるとともに~~、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めます。 →協力については下記④に記載している。	ご指摘のとおり修正します。
16	第3章 基本方針と各主体の役割・責務	（第2節 各主体の役割・責務） （P14） 3 行政の責務 ①食品ロスの削減に向け、多様な主体をつなげ、~~協働・連携による~~地域社会全体での取組が促進されるよう協働・連携のネットワーク作りに努めます。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘の部分は、「食品ロスの削減に向け、多様な主体が協働・連携して地域社会全体での取組が促進されるよう、行政がネットワーク作りに努める。」という趣旨であるため、原文のとおりとします。
17	第4章 目標	（第1節 目標） （P15） 本計画の目標年度（2031（令和 13）年度）における目標値を、国の目標（「2000 年度比で 2030年度までに家庭系食品ロスは５０%減の早期達成、事業系食品ロスは６０%減させる」）~~国の目標~~と本市の食品ロス推計値の状況を踏まえ、次のとおり設定します。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘のとおり修正します。
18	第4章 目標	（第1節 目標） （P15） 〇和暦であることをを明示したほうがよい 7年度末累計→令和7年度末累計 13年度末累計→令和13年度末累計	ご指摘のとおり修正します。
19	第5章 基本的施策と取組	（第1節 基本的施策の体系） （P18） 本市では、食品の生産から、製造、販売、消費等に至る一連の過程において、 →第5章は行政が主体となった取組であることを明確にした方が良い。	ご指摘のとおり修正します。
20	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P19） 1 教育及び学習の振興、普及啓発等 市民（消費者）・事業者・行政等の多様な主体が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の促進等のための教育や普及啓発の施策を、食育等~~に関~~の関連する取組と連携しながら推進します。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘のとおり修正します。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料№1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
21	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P19） （基本的施策） 「教育及び学習の振興、普及啓発等」の取組 ◇市民（消費者）に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、~~家庭での食品ロス削減のために、~~暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行います。特に、食品ロス発生の記録が、削減に効果的であることを周知するなど、消費者が食品ロスを意識する取組を推進します。 →削除部分は前行の記述とダブっている。 →食品ロスの発生の記録の具体的なイメージが曖昧。	ご意見を踏まえ、「家庭での食品ロス削減のために、」を削除します。 また、「食品ロス発生の記録」の前に「家庭で捨ててしまった食べ残し等の量や種類などの」を追加します。
22	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P20） （基本的施策） 「教育及び学習の振興、普及啓発等」の取組 ◇国の食品ロス削減運動「NO-FOODLOSS PROJECT＊12」を推進するために~~と協働展開し~~、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会＊13 等との連携を図ります。	ご意見を踏まえ、「国の食品ロス削減運動「NO-FOODLOSS PROJECT」のロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を促進します。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、食べきり運動の普及啓発等を行います。」へ修正します。
23	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P20） （基本的施策） 「教育及び学習の振興、普及啓発等」の取組 ◇命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた食育給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定めます。 →見え消しを削除し、下線部分に修正	ご指摘の部分は、国の第2次基本方針を引用しているため、原文のとおりとします。
24	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P21） （基本的施策） 「教育及び学習の振興、普及啓発等」の取組 〇【mottECO*11】の説明のみ「です・ます体」で、少し違和感がある	ご指摘を踏まえ、「である」調へ修正します。
25	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P22） （基本的施策） 「食品関連事業者等の取組に対する支援」の取組 ◇食品関連事業者に対し、 期限表示の理解や適切な購買行動の促進等の一体的な市民（消費者）啓発に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、事業者が取り組んでいる啓発活動を他の関連事業者に周知し、横展開を促進します。 →事業者間の連携という意味か？横展開の意味をもう少しわかりやすい表現にする	ご意見を踏まえ、「横展開を促進します」を「同様の取組を広めます。」へ修正します。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料No.1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
26	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P22） （基本的施策） 「食品関連事業者等の取組に対する支援」の取組 〇ガイドライン名は正式名称を使用した方がよい 食べ残し持ち帰りガイドライン→食べ残し持ち帰り促進ガイドライン	ご指摘のとおり修正します。
27	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P22） （基本的施策） 「食品関連事業者等の取組に対する支援」の取組 ◇外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、一層の周知を図ります。特に、持ち帰りについては、食品関連事業者は衛生管理に関する「食べ残し持ち帰りガイドライン」などを踏まえ、食中毒等の予防対策を図った上で、留意事項を十分に理解して希望する利用者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を行います。 →下線部分の追加	ご意見を踏まえ、「希望する者」を「希望する飲食店利用者」へ修正します。
28	第5章 基本的施策と取組	（第2節 基本的施策ごとの取組 ） （P25） 6　未利用食品を提供するための活動の支援等 【フードバンク活動】包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動とありますが、食品寄附ガイドラインでは、フードバンクとは食品寄附者から寄附された食品を受け取り、輸送・保管して、福祉施設やフードパントリー、子ども食堂等、提携している団体に提供する場合の者をいう。と定義されています（食品寄附ガイドライン８P 第４定義　３ フードバンク）。要するにフードバンクに寄附される食品は印字ミス等の販売が困難な食品に限らずに扱えるということでもあります。 また、ボランティア活動という言葉に大きな違和感を感じます。少なくともフードバンクかごしまはボランティア活動としてフードバンクを行っていません。（NPO法人として法人化し、環境、福祉、まちづくりなどの分野で公益性の高い活動を行っています。） また、公益財団法人日本フードバンク連盟に加盟しているフードバンク団体でも明確にボランティア活動だと立ち位置を定めているのは、フードバンク関西だけです。 フードバンクの説明項目をオリジナルなものではなく、そのまま食品寄附ガイドラインの定義に置き換えることはできないでしょうか。大きな変更ができない場合、せめてボランティアの言葉だけ外すことはできないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、フードバンク活動の定義について、「食品寄附者から寄附された食品を受け取り、輸送・保管して、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等、提携している団体に提供する活動」へ修正します。 あわせて、フードパントリーの定義として、「フードバンク、食品寄附者等から直接寄附された食品を受け取り、食品を小分けにするなどして最終受益者に提供する場合の者」を追加します。

鹿児島市食品ロス削減推進計画改訂（素案）に対する推進委員会委員等からの意見への対応状況について　　説明資料№1-1

本計画改訂（素案）に対し、推進委員会委員等から寄せられた意見への対応状況は以下のとおりです。

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する検討結果
29	その他	発行発行と2行になっていますが策定2024、改訂2027という表記はどうでしょうか？（裏表紙）	ご意見を踏まえ、「発行　2024（令和6）年3月」を「策定　2024（令和6）年3月」へ、「発行　2024（令和6）年3月」を「改訂　2027（令和9）年3月」へ修正します。

※推進委員会委員等からご指摘いただいた数字の修正等については、事務局にて修正済です。